

# 公益財団法人しまね農業振興公社 一般事業主行動計画

## (次世代育成支援対策推進法関係)

令和3年7月29日

職員が仕事と子育てを両立させることを可能にし、全ての職員にとって働きやすい環境をつくるため、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次のように行動計画を策定します。

### 1. 計画期間

令和3年8月1日～令和8年3月31日（4年8カ月間）

### 2. 計画内容

**目標① 年次有給休暇取得率55%以上及びリフレッシュ休暇取得率100%を目指す。**

#### [取組内容]

- ・課長会議、職員会議等を通じ、定期的に休暇の取得実績を確認し、計画的な取得の促進を行う。
- ・職員（家族を含む）の誕生日、記念日及び子どもの入学式、卒業式、授業参観日など計画的な休暇取得をするよう働き掛ける。

**目標② 必要以上の時間外勤務を行わない職場環境づくりを進め、時間外勤務の減少に努める。**

#### [取組内容]

- ・課長会議において、時間外勤務状況の共有を行い、各課の繁忙期の把握し、担当者毎の業務の偏りを抑制するための調整を行う。
- ・毎週水曜日を公社のノー残業デーとし、朝礼時に定時退社を促す案内を行う。
- ・水曜日に定時退社できない場合は、各自で1週間に1日の定時退社日を設定する。

**目標③ 育児休業をはじめとする子育て支援制度の利用を励行する。  
権利を有する女性職員の育児休業取得率を100%とする。  
男性職員の育児休業等の取得を図る。（計画期間中1名以上の取得を目指す。）**

#### [取組内容]

- ・育児休業制度等の周知に努め、出産・育児時期にある職員の取得を積極的に支援する。
- ・職員が安心して育児休業を取得できる環境を整えるため、育児代替職員の配置に努める。